

議案第 99 号

瑞穂町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 12 月 14 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の改正及び町職員の勤勉手当を改定する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

瑞穂町職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改める。

第 3 条第 3 項中「かつ予算」を「、かつ、予算」に改める。

第 8 条第 2 項中「すべて」を「全て」に改める。

第 9 条第 1 項第 1 号中「（以下「交通機関等」という。）」を削り、同項第 2 号中「（以下「自転車等」という。）」を削る。

第 16 条第 1 項中「第 16 条の 2」を「次条」に改める。

第 16 条の 2 中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第 16 条の 3 第 1 項第 1 号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第 2 号中「かつ円滑な」を「、かつ、円滑な」に改め、同条第 3 項第

1 号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第 17 条第 2 項中「100 分の 95」を「100 分の 100」に改め、同条第 3 項中「100 分の 95」を「100 分の 100」に、「100 分の 45」を「100 分の 47.5」に改める。

第 20 条中「（平成 3 年法律第 110 号）」を削る。

別表第 1 中「第 3 条」の次に「、第 7 条」を加える。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の瑞穂町職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）

第 17 条第 2 項及び第 3 項並びに附則第 2 項の規定は、平成 30 年 12 月 1 日から適用する。

（平成 30 年 12 月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

2 平成 30 年 12 月に支給する勤勉手当については、改正後の条例第 17 条第 1 項中「15 日」とあるのは「4 箇月」と、同条第 2 項中「100 分の 100 を」とあるのは「100 分の 105 を」と、同条第 3 項中「100 分の 47.5」とあるのは「100 分の 50」とする。

（給与の内払）

3 この条例による改正前の瑞穂町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（瑞穂町職員の旅費に関する条例の一部改正）

4 瑞穂町職員の旅費に関する条例（昭和 36 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改める。

第 2 条第 4 号中「若しくは」を「又は」に改める。

第 3 条第 2 項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第 4 条第 2 項中「かつ予算上」を「、かつ、予算上」に改める。

第 5 条第 1 項中「本条」を「この条」に改める。

第 11 条第 1 項中「本条」を「この条」に改め、同条第 2 項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第 12 条第 1 項中「本条」を「この条」に改める。

第 15 条第 1 項、第 16 条第 1 項及び第 17 条第 1 項中「別表」を「別表第 1」に改める。

第 21 条を次のように改める。

(退職者等の旅費)

第 21 条 第 3 条第 2 項第 1 号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。

(1) 退職等となった日にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までの前職務相当の旅費

(2) 退職等の命令の通達を受けた日の翌日から 3 月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等の命令の通達を受けた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

第 23 条の 2 中「とする」を「を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事由により支給する」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 移転料 赴任に伴う住所又は居所の移転

(2) 着後手当 赴任に伴う住所又は居所の移転に係る宿泊費及び諸雑費の支出

(3) 扶養親族移転料 赴任に伴う扶養親族の移転

第 23 条の 3 第 1 項中「できる前号」を「できる同号」に改め、同条第 2 項中「移転料の別表第 2 の額と」を「移転料の同表の額と」に、「移転料の別表第 2 の額を」を「移転料の同表の額を」に改める。

第 23 条の 4 中「並びに」を「及び」に改める。

第 23 条の 5 第 1 号中「次の各号に」を「次に」に改め、同号イからハまでを次のように改める。

ア 12 歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の実費額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の 3 分の 2 に相当する額

イ 12 歳未満 6 歳以上の者については、アに規定する額の 2 分の 1 に相当する額

ウ 6 歳未満の者については、その移転の際における職員相

当の航空賃の実費額の2分の1に相当する額(3歳未満の者については、座席を利用し、利用証明書類を提出した場合に限る。)並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額(6歳未満の者を3人以上随伴するときは、この額に2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の実費額の2分の1に相当する金額を加算する。)

第23条の5第2号中「計算した額。」を「計算した額(この額は、同号の規定により支給することができる額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について同号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額)を超えることができない。)」に改め、ただし書を削る。

第25条中「若しくは費用」を「又は費用」に改める。

別表第1中「、19条」を削り、「給料表(一)3級以上の職にある者」を「瑞穂町職員の給与に関する条例(昭和26年条例第3号)別表第1給料表(一)3級以上の職にある者及び瑞穂町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成29年条例第23号)の適用を受ける者」に、「給料表(一)」を「瑞穂町職員の給与に関する条例別表第1給料表(一)」に、「同表(二)の」を「同条例別表第2給料表(二)の適用を受ける」に改める。

瑞穂町職員の給与に関する条例 新旧対照表

新	旧
(目的) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。 第2条 略 (給料表) 第3条 略 2 略 3 町長は、組織条例、規則及び規程の趣旨に従い、及び前項の規定に基づく分類の基準に適合するように、<u>かつ、予算</u>の範囲で職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。 第4条から第7条 略 第8条 略 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの<u>全て</u>について同項第2号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれ	(目的) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第6項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。 第2条 略 (給料表) 第3条 略 2 略 3 町長は、組織条例、規則及び規程の趣旨に従い、及び前項の規定に基づく分類の基準に適合するように<u>かつ予算</u>の範囲で職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。 第4条から第7条 略 第8条 略 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの<u>すべて</u>について同項第2号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこ

に係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3及び4 略

第8条の2及び第8条の3 略

(通勤手当)

第9条 略

(1)通勤のため交通機関又は有料の道路____を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(通勤距離が片道2キロメートル以上である者)

(2)通勤のため自転車その他の交通の用具で規則で定めるもの____を使用することを常例とする職員(通勤距離が片道2キロメートル以上である者)

2及び3 略

第10条から第15条の2 略

(期末手当)

第16条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日(以下この条、次条及び第16条の3においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(規則で定める職員を除く。)に対して、それぞれ基準日から起算して15日を超えない範囲内において規則で定める日(次条及び第16条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2から5 略

(期末手当の不支給)

れに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3及び4 略

第8条の2及び第8条の3 略

(通勤手当)

第9条 略

(1)通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(通勤距離が片道2キロメートル以上である者)

(2)通勤のため自転車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員(通勤距離が片道2キロメートル以上である者)

2及び3 略

第10条から第15条の2 略

(期末手当)

第16条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日(以下この条、第16条の2及び第16条の3においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(規則で定める職員を除く。)に対して、それぞれ基準日から起算して15日を超えない範囲内において規則で定める日(第16条の2及び第16条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2から5 略

(期末手当の不支給)

第16条の2 略

(1)(2) 略

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(期末手当の一時差止め)

第16条の3 略

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する町民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正、かつ、円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 略

3 略

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止

第16条の2 略

(1)(2) 略

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(期末手当の一時差止め)

第16条の3 略

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する町民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 略

3 略

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止

処分の理由となった行為に係る刑事事件に 関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合 (2)(3) 略 4から6 略 (勤勉手当) 第17条 略 2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれ その基準日現在(退職し、若しくは失職し、 又は死亡した職員にあっては、退職し、若 しくは失職し、又は死亡した日現在。以下 この項において同じ。)において受けるべき 手当額算定の基礎額に、規則で定める基準 に従って定める割合を乗じて得た額とす る。この場合において、その支給する勤勉 手当の額の総額は、職員がその基準日現在 において受けるべき手当額算定の基礎額 に、6月に支給する場合においては<u>100分の1</u> <u>00</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の</u> <u>100</u>を乗じて得た額を超えてはならない。 3 再任用職員に対する前項の規定の適用に ついては、同項中「6月に支給する場合にお いては<u>100分の100</u>、12月に支給する場合に いては<u>100分の100</u>」とあるのは「6月に支 給する場合においては<u>100分の47.5</u>、12月に 支給する場合においては<u>100分の47.5</u>」とす る。 4及び5 略 第18条及び第19条 略 (育児休業者の給与) 第20条 地方公務員の育児休業等に関する法 律_____第2条第1項の規定による育児休業 中の職員には、育児休業の期間中、第16条 及び第17条の給与を除くほか、この条例に 定める給与は支給しない。 第21条から第23条 略	処分の理由となった行為に係る刑事事件に 関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合 (2)(3) 略 4から6 略 (勤勉手当) 第17条 略 2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれ その基準日現在(退職し、若しくは失職し、 又は死亡した職員にあっては、退職し、若 しくは失職し、又は死亡した日現在。以下 この項において同じ。)において受けるべき 手当額算定の基礎額に、規則で定める基準 に従って定める割合を乗じて得た額とす る。この場合において、その支給する勤勉 手当の額の総額は、職員がその基準日現在 において受けるべき手当額算定の基礎額 に、6月に支給する場合においては<u>100分の9</u> <u>5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の9</u> <u>5</u>を乗じて得た額を超えてはならない。 3 再任用職員に対する前項の規定の適用に ついては、同項中「6月に支給する場合にお いては<u>100分の95</u>、12月に支給する場合にお いては<u>100分の95</u>」とあるのは「6月に支給 する場合においては<u>100分の45</u>、12月に支給 する場合においては<u>100分の45</u>」とする。 4及び5 略 第18条及び第19条 略 (育児休業者の給与) 第20条 地方公務員の育児休業等に関する法 律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定 による育児休業中の職員には、育児休業の 期間中、第16条及び第17条の給与を除くほ か、この条例に定める給与は支給しない。 第21条から第23条 略
---	--

別表第1(第3条、第7条、第22条関係)

略

別表第2から別表第4 略

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の瑞穂町職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第17条第2項及び第3項並びに附則第2項の規定は、平成30年12月1日から適用する。

(平成30年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

2 平成30年12月に支給する勤勉手当については、改正後の条例第17条第1項中「15日」とあるのは「4箇月」と、同条第2項中「100分の100を」とあるのは「100分の105を」と、同条第3項中「100分の47.5」とあるのは「100分の50」とする。

(給与の内払)

3 この条例による改正前の瑞穂町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

4 略

別表第1(第3条____、第22条関係)

略

別表第2から別表第4 略

附則第4項による改正

瑞穂町職員の旅費に関する条例 新旧対照表

新	旧
(目的) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、公務のために旅行する職員に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。 (用語の意義) 第2条 略 (1)から(3) 略 (4)赴任 町の要請に基づいて国又は他の地方公共団体等を退職し、引き続いて採用された職員が、その採用に伴う移転のため住所又は居所から在勤庁に旅行することをいう。 (旅費の支給) 第3条 略 2 職員又はその遺族が次の各号の<u>いずれかに該当</u>する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。 (1)から(3) 略 3から6 略 (旅行命令書等) 第4条 略 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、<u>予算上</u>旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。 3から5 略 (旅行命令等に従わない旅行) 第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その	(目的) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、公務のために旅行する職員に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。 (用語の意義) 第2条 略 (1)から(3) 略 (4)赴任 町の要請に基づいて国若しくは他の地方公共団体等を退職し、引き続いて採用された職員が、その採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行することをいう。 (旅費の支給) 第3条 略 2 職員又はその遺族が次の各号の<u>一に該当</u>する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。 (1)から(3) 略 3から6 略 (旅行命令書等) 第4条 略 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で<u>かつ予算上</u>旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。 3から5 略 (旅行命令等に従わない旅行) 第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その

他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下<u>この条</u>において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。 2及び3 略 第6条から第10条 略 (鉄道賃) 第11条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下<u>この条</u>において「運賃」という。)、急行料金及び指定席料金による。 (1)から(3) 略 2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合に限り、支給する。 (1)(2) 略 3 略 (船賃) 第12条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃(はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下<u>この条</u>において「運賃」という。)及び寝台料金による。 (1)から(4) 略 2 略 第13条及び第14条 略 (日当) 第15条 日当の額は、<u>別表第1</u>の定額による。 2及び3 略 (宿泊料) 第16条 宿泊料の額は、<u>別表第1</u>の定額による。 2 略 (食卓料) 第17条 食卓料の額は、<u>別表第1</u>の定額によ	他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下<u>本条</u>において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。 2及び3 略 第6条から第10条 略 (鉄道賃) 第11条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下<u>本条</u>において「運賃」という。)、急行料金及び指定席料金による。 (1)から(3) 略 2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号の<u>一に</u>該当する場合に限り、支給する。 (1)(2) 略 3 略 (船賃) 第12条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃(はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下<u>本条</u>において「運賃」という。)及び寝台料金による。 (1)から(4) 略 2 略 第13条及び第14条 略 (日当) 第15条 日当の額は、<u>別表</u>の定額による。 2及び3 略 (宿泊料) 第16条 宿泊料の額は、<u>別表</u>の定額による。 2 略 (食卓料) 第17条 食卓料の額は、<u>別表</u>の定額による。
---	---

る。

2 略

第18条から第20条 略

(退職者等の旅費)

第21条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。

(1)退職等となった日にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までの前職務相当の旅費

(2) 退職等の命令の通達を受けた日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等の命令の通達を受けた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

第22条及び第23条 略

(赴任旅費)

第23条の2 赴任旅費は、第6条に定める旅費のほか、移転料、着後手当及び扶養親族移転料を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事由により支給する。

(1)移転料 赴任に伴う住所又は居所の移転

(2)着後手当 赴任に伴う住所又は居所の移転に係る宿泊費及び諸雑費の支出

(3)扶養親族移転料 赴任に伴う扶養親族の移転

(移転料)

第23条の3 略

2 略

第18条から第20条 略

(退職者等の旅費)

第21条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1)職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費

ア 退職等となった日(以下「退職等の日」という。)にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までの前職務相当の旅費

イ 退職等の命令の通達を受けた日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等の命令の通達を受けた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

第22条及び第23条 略

(赴任旅費)

第23条の2 赴任旅費は、第6条に定める旅費のほか、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。

(1)移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、実費額により支給する。

(2)着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、宿泊費及び諸雑費として支給する。

(3)扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。

(移転料)

第23条の3 略

(1)(2) 略

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる同号に規定する額に相当する額の合計額)

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の別表第2の額が、職員が赴任した際の移転料の同表の額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の同表の額を基礎として計算する。

3 略

(着後手当)

第23条の4 着後手当の額は、別表第1の日当定額の5日分及び赴任を命ぜられた日の翌日から5日目までに要した宿泊料の実費額とする。

(扶養親族移転料)

第23条の5 略

(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の実費額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の航空賃の実費額の2分の1に相当する額(3歳未満の者について

(1)(2) 略

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額)

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の別表第2の額が、職員が赴任した際の移転料の別表第2の額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の別表第2の額を基礎として計算する。

3 略

(着後手当)

第23条の4 着後手当の額は、別表第1の日当定額の5日分並びに赴任を命ぜられた日の翌日から5日目までに要した宿泊料の実費額とする。

(扶養親族移転料)

第23条の5 略

(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額

イ 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の実費額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

ロ 12歳未満6歳以上の者については、イに規定する額の2分の1に相当する額

ハ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の航空賃の実費額の2分の1に相当する額(3歳未満の者について

は、座席を利用し、利用証明書類を提出した場合に限る。)並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額(6歳未満の者を3人以上随伴するときは、この額に2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の実費額の2分の1に相当する金額を加算する。)

(2)前号の規定に該当する場合を除くほか、第23条の3第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額(この額は、同号の規定により支給することができる額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について同号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額)を超えることができない。)

2 略

第24条 略

(旅費の特例)

第25条 任命権者は、職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項若しくは第64条又は船員法(昭和22年法律第100号)第47条の規定に該当する事由がある場合には当該職員に対し、これらの規定による旅費又は費用に相当する額を旅費として支給する。

第26条 略

別表第1(第15条―第17条____、第23条の4関係)

区分	略	略	略
瑞穂町職員の給与に関する条例(昭	略	略	略

は、座席を利用し、利用証明書類を提出した場合に限る。)並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の実費額の2分の1に相当する金額を加算する。

(2)前号の規定に該当する場合を除くほか、第23条の3第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額)を超えることができない。

2 略

第24条 略

(旅費の特例)

第25条 任命権者は、職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項若しくは第64条又は船員法(昭和22年法律第100号)第47条の規定に該当する事由がある場合には当該職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する額を旅費として支給する。

第26条 略

別表第1(第15条―第17条、第19条、第23条の4関係)

区分	略	略	略
給料表(一)3級以上の職にある者	略	略	略

<u>和26年条例 第3号)別表 第1給料表 (一)3級以上 の職にある 者及び瑞穂 町一般職の 任期付職員 の採用及び 給与の特例 に関する条 例(平成29年 条例第23号) の適用を受 ける者</u>				<u>給料表(一)2 級以下の職 にある者及 び同表(二) の職にある 者</u>	略	略	略
<u>瑞穂町職員 の給与に関 する条例別 表第1給料表 (一)2級以下 の職にある 者及び同条 例別表第2給 料表(二)の 適用を受け る職にある 者</u>	略	略	略				
別表第2 略				別表第2 略			